

施策名	事業名	事業内容	所管課
2-(1)-③ 訪問教育の充実	存宅心身障害児 訪問教育	養護学校教育義務制施行に伴い通学できない在宅心身障害児に対する訪問教育を拡充する。 対象児 112人	養護教育課
2-(2)-① 養護学校新增設に伴う教職員の確保	標準法教職員数の確保	標準法に定められている教職員数を確保する。	高等学校教育課 (養護教育課)
2-(3)-① 養護学校の新増設と設備の充実	養護学校一般施設の整備 養護学校維持管理 教育設備の充実	養護学校の新増設と設備の充実を図るため、次の事業を実施する。 新設校設置(新規1校) 校舎増改築(増築4校) 諸施設の整備 既設養護学校の適切な管理運営を図る。 校舎屋上防水工事 校舎Pタイル張替工事(2校) 校舎・寄宿舎外壁塗装工事等 国の第2次教材整備5か年計画(新教材基準)に基づく第1年次分及び新設養護学校教育設備を重点に整備する。	財務課 (養護教育課) 財務課 (養護教育課) 財務課 (養護教育課)
3-(1)-① 生徒指導推進地域の指定事業の充実	生徒指導推進地域の指定	在学青少年の健全育成の強化を図るため、郡山市を生徒指導推進地域に指定し、地域ぐるみの生徒指導を推進させ、他の地区のモデルとする。 推進会議の設置 指導者研修会の開催 広報活動の実施	高等学校教育課
3-(1)-② 青少年教育事業の充実	少年団体年少指導者研修会	主体性のある少年団体の円滑な運営を図るため、年少リーダーの活動は極めて重要であるので、その養成を図るとともに資質の向上に努め、少年団体活動の充実と健全な発展に資する。	社会教育課
3-(1)-③ 青少年文化活動の充実	こども芸術劇場 青少年芸術劇場	こどもに対し、その成長段階に応じた舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、その豊かな情操のかん養を図り、もって健全な成長に資する。 青少年に対し、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することにより、青少年の芸術鑑賞能力の向上と豊かな情操のかん養に資する。	文化課 文化課